



技 術 の 風 格 Foreword

専務取締役 工学博士 大 富 真

General Managing Director

Makoto Ohtomi, Dr. Eng.

一昨年から昨年にかけて家庭電器界には予期しなかったジューサーブームというのがあった。このジューサーはわが国では当社のみが7年前から製作販売していたものだが、7年前にジューサーの製作を開始した時はいわゆるミキサブームの時であって、当社販売担当者もちろん当時はミキサの製作を要望したのである。いまさら他社と同一のミキサでもあるまいと特にジューサーを製作したのであるが、当初は売行不振で社内では批判もあったところ昨年のブームでようやく陽の目を見た次第である。したがって他社が真似ようというなら7年も前から十分な時間もあった訳であるが、ブームで売れるとみて大急ぎで真似たものと思われる。昨年半ば頃には同業各社ほとんどが時を同じくしてジューサーを売り出すに至った。その製品いずれもが新しいアイデアに依るものでもなければ新規な構造のものでもない。こうなつては最早過当競争となり供給過剰となる。海外貿易で日本の商社同志がお互いの足を引張り合うとのことであるが、それと全く同じ状態である。

同じようなことが電磁接触器についてもあった。当社は8年前シーメンス社の技術を導入して合成樹脂の技術を十分に駆使した小形な一連の電磁接触器を製作した。従来になく小形軽量で、しかも優秀な性能（A級1号1種）の故に売行は大いに伸び、遂に内地市場の5割を越える分野を制するに至った。同業他社がこれを黙視する訳もなく競って当社製品の真似をしたものである。その結果多くの社が当社の工業所有権を侵害した疑を生じた。同時に開発して結果が偶然一致したというならとも角、真似をして開発したのでは侵害するおそれが多分にある訳である。そこで当社から各社に問合せを出したところ、確かに侵害していたとあっさりいつてきたのは一社のみで他の社は言を左右にし、それでいて形を至急に変えると申し出たのさえある。侵害していなければ形を変える必要はなかりうに。アメリカのGEあるいはWH、ドイツのSSWあるいはAEGいずれにしても同じ目的の製品にそれぞれ独自の技術で競争していることは周知のごとくである。相撲でいえばただ勝ちさえすればよいといっても張り手というような技は横綱の用うべき技でないといわれている。斯界の横綱、大関といわれるような各社もその技術にそれ位の風格があつて然るべきではあるまいか。これはひとえにその社の技術担当者の気構えで定まるものと考えてる。



*本誌に記載されている会社名および製品名は、それぞれの会社が所有する
商標または登録商標である場合があります。